

1. 制度の目的

国立公園等の管理運営のビジョンや方針等について、広域的实施体制を含む地方自治体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携したものとするため、国と地方自治体等による協働の管理運営体制を創設

2. 協議会の設置・運営

環境省地方環境事務所長、広域的实施体制の長、府県知事、市町村長等から構成される、ハイレベルで常設の協議会を設置し、一定の役割を付与

協議会の役割(案)

- 国立公園の総合的・長期的な将来ビジョンの共有
- 国立公園の保護管理、利用施設の整備・管理やエコツーリズムの方針等に関する提案



3. 各国立公園での具体的な取組

各国立公園の地域特性を踏まえた管理運営

- ・協議会の提案を踏まえて国立公園の管理運営の方針等を定め、地域固有の自然環境、歴史・文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を協働で展開

《想定される活動例》

ジオパーク等との連携

- ・世界遺産やジオパーク認定等の自然の再評価をきっかけとする観光振興、エコツーリズムの活性化

迅速な利用施設の整備

- ・自然の保護と利用者の安全を確保しつつ、地域の要望を踏まえた迅速な利用施設の整備

獣害対策や自然再生等の実施

- ・環境省と地方自治体、地元団体との協働による、シカ等の獣害対策事業や劣化した自然の再生事業等の実施

環境教育の推進

- ・地域の学校・NPOとの連携した環境教育の推進

4. 今後の進め方

- ・まずは、全国の複数の箇所においてモデル的に実施
- ・その結果を踏まえ、全国展開に向けて、協働管理制度の法制化その他必要な措置を検討
- ・国指定鳥獣保護区、希少種の生息地等保護区、自然環境保全地域においても同様の取組を検討